

林業経営体に関する情報の登録・公表要領

〔 制定 平成 30 年 9 月 14 日付け林業第 934 号
最終改正 令和 7 年 1 月 24 日付け林業第 2523 号 〕

第 1 目的

林業経営体に関する情報の登録・公表は、森林所有者、事業発注者等が林業経営体の登録情報を活用して、森林経営の委託先や森林施業の事業実行者を適切に選択できるようにするとともに、林業経営体が自ら進んで事業実行能力等を広く公表することにより、林業経営体間で適切な競争が働く環境整備を行い、もって効率的かつ安定的な林業経営体を育成することを目的とする。

第 2 関係規程

林業経営体の登録・公表の実施に当たっては、「林業経営体に関する情報の登録・公表について」（平成 24 年 2 月 28 日付け 23 林政経第 312 号林野庁長官通知）に定めるほか、この要領によるものとする。

第 3 定義

「林業経営体」とは、自己又は他人の保有する森林において、事業主自身若しくは直接雇用している現場作業職員により又は他者への請負により造林、保育、素材生産等の林業生産活動を行っている経営体であり、森林組合・会社・個人経営等の組織形態は問わないものとする。なお、農林業センサスでいう林業経営体の定義とは異なる。

第 4 林業経営体の登録

県内に主たる事業所があり、かつ、県内で造林、保育、伐採その他の森林施業を行う林業経営体については、知事の登録を受けることができるものとする。

第 5 登録の申請

（１）第 4 の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項①から④を記載した様式第 1－1 号及び様式第 1－2 により、知事に申請するものとする。

- ① 基本情報（主たる事務所の所在地、商号又は名称、代表者氏名等）
- ② 組織に関する情報（職員数等）
- ③ 雇用管理体制に関する情報（雇用管理者の選任、雇用に関する文書の交付、社会・労働保険等への加入状況等）
- ④ 技術者・技能者数に関する情報
- ⑤ 資本装備に関する情報（林業機械保有台数）

- ⑥ 事業量等に関する情報（素材生産、造林等）
- ⑦ 事業区域に関する情報
- ⑧ 主伐後の再造林に関する情報
- ⑨ 生産管理の取組に関する情報
- ⑩ 原木の安定供給・流通合理化等に関する情報
- ⑪ 造林・保育の省力化・低コスト化に関する情報
- ⑫ 伐採・造林に関する行動規範の策定等に関する情報
- ⑬ 雇用管理の改善と労働安全対策に関する情報
- ⑭ その他地域への貢献、表彰実績、経営の健全性等に関する情報

（２）前項の申請書には、次に掲げる①から⑩の書類を添付するものとする。ただし、登録申請者が、「林業労働力の確保の促進に関する法律」（平成８年法律第４５号）第５条第１項の認定を受けた事業主（以下「認定事業主」という。）にあっては、①から⑦に掲げる書類の提出を省略することができるものとする。

- ① 登記事項証明書又は住民票
- ② 納税証明書
- ③ 労働者を雇用している場合にあっては、雇用に関して交付している文書の様式
- ④ 労働者を雇用している場合にあっては、社会・労働保険等への加入状況が確認できる書類
- ⑤ 就業規則を制定している場合にあっては、就業規則の写し
- ⑥ 直近３箇年の貸借対照表及び損益計算書
- ⑦ 事業実績を証する書類（補助事業又は請負事業で、元請・下請として、完成、引渡しが完了した過去５年の事業実績の中から、代表的なもの１件の契約書等の写し）
- ⑧ 行動規範を作成している場合にあっては、その写し
- ⑨ 前項の⑭に掲げる取組実績等が確認できる書類
- ⑩ その他知事が必要とする書類

（３）知事は、必要に応じ登録申請者に対して情報提供を求めることができるものとする。

第６ 登録の実施

（１）知事は、第５による登録の申請があったときは、次の①から③に掲げる事項を様式第２号の林業経営体名簿に登録するものとする。

- ① 第５の（１）の①から⑭に掲げる事項
- ② 登録番号及び登録年月日
- ③ 登録情報の変更年月日

（２）知事は、登録申請者が次のいずれかに該当する場合は、その登録をしないものとする。

- ① 第10の(1)の③及び④の規定により登録を取り消された日から2年間を経過しないとき
 - ② 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しないとき
 - ③ 法人でその役員のうち前記②に該当するものがあるとき
 - ④ 登録申請書若しくは変更届出書又はその添付書類に虚偽の記載があるとき
- (3) 知事は、(1)の規定により登録したときは、様式第3号により登録申請者に通知するものとする。ただし、第9の規定による林業経営体名簿の公表をもって、登録申請者への通知に代えることができるものとする。
- (4) 知事は、(2)の規定により林業経営体名簿に登録しない場合は、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知するものとする。
- (5) この要領による登録申請のほかに、知事が別に定める意欲と能力のある林業経営者の公募・公表要領の規定により公表された林業経営者(以下「意欲と能力のある林業経営者」という。)及び意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体の選定要領の規定により選定された林業経営体(以下「育成を図る林業経営体」という。)については、この要領による登録を受けたものとみなすこととする。

第7 変更の届出

- (1) 林業経営体名簿に登録された林業経営体(以下「登録経営体」という。)は、第5の(1)の①に掲げる事項に変更があったときは、様式第4号により知事に届け出るものとする。
- (2) 登録経営体は、第5の(1)の②から⑭に掲げる事項に変更があり、林業経営体名簿に登録されている情報を直近の内容に変更したいときは、様式第4号により知事に届け出ることができるものとする。
- (3) 知事は、(1)及び(2)による変更の届け出があった場合において、その内容が適切と認められるときは、その届け出があった事項を林業経営体名簿に登録するものとする。
- (4) 上記(1)及び(2)の規定による届け出については、第5の(2)による規定を、前項の規定による登録については、第6の(1)から(4)による規定をそれぞれ準用する。
- (5) 意欲と能力のある林業経営者及び育成を図る林業経営体であって、知事が別に定める要領により変更手続きが行われたときは、その変更の内容を林業経営体名簿に登録するものとする。

第8 登録の有効期間

- (1) 登録の有効期間は、登録のあった日から起算して満5年を経過する日の属す

る年度の末日とする。ただし、意欲と能力のある林業経営者及び育成を図る林業経営体については、この限りではない。

- (2) 登録経営体は、更新を受けることができるものとし、その手続きは第5及び第6の規定を準用する。
- (3) 前項の規定による登録の更新は、有効期間が満了する日の30日前までに申請をするものとし、その更新を受けなければ、有効期間の経過によって、その効力を失うものとする。(有効期間満了日の30日前が休日・祝祭日の場合は、翌業務日(平日)までに申請するものとする。)

第9 林業経営体名簿の公表

- (1) 知事は、林業経営体名簿に登録したときは、県の公式ホームページで当該名簿を公表するものとする。
- (2) 公表時期は、半年ごとに取りまとめ、4月、10月の年2回公表又は更新するものとする。ただし、変更の届出、登録の取消、登録失効、意欲と能力のある林業経営者及び育成を図る林業経営体に係る公表については、その都度行うものとする。

第10 登録の取消

- (1) 知事は、登録経営体が次のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができるものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等、登録経営体の責に帰することのできない予測不能な事態によるものは除く。
 - ① 登録経営体が個人の場合にあっては、その死亡、また法人にあってはその消滅、解散等が確認されたとき
 - ② 登録経営体から申し出があったとき
 - ③ 登録申請書若しくは変更届出書又はその添付書類の内容に虚偽が確認されたとき
 - ④ その他知事が必要と認めるとき
- (2) 知事は、前項の規定により登録の取消しを行った場合は、その旨を様式第5号により通知するものとする。ただし、前項の①の個人の場合にあってその死亡が確認された場合は除く。

第11 書類の経由

書類の提出に当たっては、林業経営体の事務所を管轄する農林事務所を経由して提出するものとする。

附 則

この要領は、平成 30 年 9 月 14 日から施行する。

この要領は、令和元年 12 月 13 日から施行する。

この要領は、令和 3 年 4 月 15 日から施行する。

この要領は、令和 7 年 1 月 24 日から施行する。